

# 新潟市議会ハラスメントの防止等に関する条例（素案）

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条－第7条）

### 第2章 相談体制（第8条－第10条）

### 第3章 防止措置等（第11条）

### 第4章 雑則（第12条－第15条）

### 附則

ハラスメントは、基本的人権や個人の尊厳を著しく傷つけ、新潟市議会（以下「議会」という。）の活動に支障をきたし、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。

議会は、新潟市議会議員（以下「議員」という。）、職員及び市民が相互に個人として的人格を尊重し、信頼を深め、それぞれの役割を十分に発揮することができるよう、ハラスメントの防止及び根絶に努めることを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）等の趣旨を踏まえ、議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントの防止及び根絶するため同法に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- （1） 言葉、行為等により、他の者を傷つけ、苦痛を与える行為又は不当に不利益を与える行為
- （2） 職務上の優位性を背景に、不当に他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行

為

- (3) 社会的又は性的な差別により、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 妊娠・出産等に関する言動及び産休や育休等の制度の利用に関する言動により、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (5) 性別を理由として役割を固定的に分ける考え方により、他の者に特定の価値観を押し付ける行為であって精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (6) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害する行為であって精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (7) 心身への差別や年齢に対する偏見により、他の者に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (8) その他前各号に類する他の者に対する<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は他の者の活動等の環境を害する行為

2 この条例において「議員になろうとする者」とは、新潟市議会議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の届出をした議員の候補者及び議員の候補者になろうとする者をいう。

3 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号から第2号まで、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員（議員を除く。）をいう。

4 この条例において「市民」とは、市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

（適用範囲）

第3条 この条例は、議員間、議員と職員、議員と市民、議員と議員になろうとする者又は議員になろうとする者と市民との間におけるハラスメントについて適用する。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の代表者として高い倫理観が求められることを踏まえ、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、率先して議会からハラスメントを根絶するよう取り組まなければならない。

2 議員は、ハラスメントを疑われたときは、自ら誠実な態度を持ってその事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

3 議員は、ハラスメントと認められる事態に遭遇したときは、当該行為をする者に対し、厳に慎むべき旨を指摘するように努めるとともに、必要に応じ、新潟市議会議長（以下「議長」という。）へ報告し、解決に努めるものとする。

(議長の責務)

第5条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、本条例について理解を深め、ハラスメントの防止及び根絶に協力するよう努めるものとする。

(啓発、研修等)

第7条 議長は、本条例の趣旨について市民への周知及び啓発に努めるとともに、議員の活動に関してハラスメントを防止及び根絶するため、議員及び議会事務局の職員その他議長が必要と認める者に対して研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントの実態調査その他ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するとともに、実態調査等の結果を踏まえた議会による必要な取組の推進に努めるものとする。

第2章 相談体制

(相談体制の整備)

第8条 議長は、弁護士その他のハラスメントに関する専門的な知識又は経験を有する者を相談員とする体制について、別に定めるところにより整備する。

2 ハラスメントによる被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、相談員に、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第9条 前条第2項の規定による相談（以下「相談事案」という。）を受けた相談員は、申立人によるハラスメントに関する事実を確認する必要があるときは、あらかじめ議長の承認を得て、申立人及び申立人が当該ハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他対象となった当該事案の関係者（以下単に「関係者」という。）からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。

2 議長は、相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、当該相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合で、かつ、当該被害防止措置を申立人が求めた場合、相談員は、議長にその旨を報告し、意見を述べることができる。

4 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し議会による被害防止措置が必要でないとして相談員が認める場合、相談員は、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。この場合において、相談員は、相談事案及び助言の内容を議長に報告するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、ハラスメントに関する専門的な知見又は経験を有する第三者で構成するハラスメント審査会（以下「審査会」という。）の意見を

求めるものとする。この場合、議長は、審査会に対し、報告事項を公にしないよう求めなければならない。なお、審査会の組織及び運営については議長が別に定める。

6 第4項の規定による報告を受けた議長は、その内容を、議会の各会派からの代表者で構成するハラスメント防止会派代表者会議（以下「代表者会議」という。）に報告し、かつ共有するものとする。なお、代表者会議の組織及び運営については議長が別に定める。

7 相談員は、第1項から第4項までの規定に基づく業務を行うに当たって、会派及び議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

（調査の協力）

第10条 次に掲げる者は、前条第1項の規定による調査に協力しなければならない。

- （1） 申立人
- （2） 被申立人（議員及び職員に限る。）
- （3） 関係者（議員及び職員に限る。）

2 次に掲げる者（市民及び議員になろうとする者に限る。）は、前条第1項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

- （1） 被申立人
- （2） 関係者

### 第3章 防止措置等

（防止措置等）

第11条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに関し議会による対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、調査結果の報告等により関係性の改善を促し、注意を喚起し、又はハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合、議長は、あらかじめ代表者会議の議を経なければならない。

2 議長は、前項の規定による被害防止措置を講じてもなお、ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、審査会の意見及び代表者会議の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

3 議長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見聴取及び資料の提出の機会を与えなければならない。

#### 第4章 雑則

(議長職務の代行)

第12条 議長が調査の対象になったときは新潟市議会副議長（以下「副議長」という。）

が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは議長若しくは副議長経験のある年長の議員又は議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(プライバシーの保護)

第13条 議員は、申立人、被申立人及び調査対象者のプライバシー保護に十分配慮し、

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取組状況の公表)

第14条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、議員及び市民がそれぞれ

その責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(この条例の見直し)

- 2 この条例は、施行後3年を目途として必要な見直しを行うものとする。